

「休業協力要請」について

休業協力要請の内容

要請期間	令和2年4月18日（土）～5月6日（水）
対象地域	岐阜県全域
実施内容	1. 基本的に休止を要請する施設 ① <u>床面積の合計によらない</u>下記の施設 遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会・展示施設、文教施設、保育所等 ② <u>床面積の合計が1,000㎡を超える</u>下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設 2. 特措法によらない協力依頼を行う施設 ① <u>床面積が1,000㎡以下</u>の下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設 3. 基本的に休止を要請しない施設 ① 社会福祉施設等 ② 社会生活を維持する上で必要な施設

対象施設の内訳

1. 基本的に休止を要請する施設

① 床面積の合計によらない下記の施設（特措法第24条第9項）

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請） ただし、必要な保育等は確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請	保育所、学童クラブ 等

② 床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設（特措法第24条第9項）

施設の種類	要請内容	内 訳
大学・学習塾等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 （＝休業要請）	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

① 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

施設の種類	要請内容	内 訳
大学・学習塾等	床面積の合計が 1,000㎡超の施設 に対する施設の 使用停止及び 催物の開催の停 止要請（＝休業 要請）の趣旨に 基づき、適切な 対応について協 力を依頼	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 基本的に休止を要請しない施設

※ 別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請（特措法第24条第9項）

① 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内 訳
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

② 社会生活を維持する上で必要な施設（「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」を踏まえた整理）

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設		卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ 営業時間短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等		バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等		工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 （密閉・密集・密接）の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2 m間隔の確保）
	・ 換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
	・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限